

e-デモクラシーについての理論的な検討：電子政府、電子的な市民参加の観点から

姜, 信一

九州大学：非常勤講師 | 九州大学法学研究院：協力研究員

稲葉, 美由紀

九州大学大学院言語文化研究院：准教授 | 九州大学大学院地球社会統合科学府：准教授

<https://doi.org/10.15017/1470433>

出版情報：言語文化論究. 33, pp.117-134, 2014-10-14. 九州大学大学院言語文化研究院
バージョン：
権利関係：

e-デモクラシーについての理論的な検討

——電子政府、電子的な市民参加の観点から——

姜 信一*・稲葉美由紀**

I. はじめに

民主主義国家での政府運営は、基本的に民主性を前提にすべきであり、電子政府もこのような民主主義の実現可能性を高めるものにならなければならない。

電子政府は、一般的に「公共サービスを顧客の目線に合わせ、より便利な方法で、また費用面においても効率的に提供するために、新しい情報通信技術（特に、インターネット）を利用する政府」（Al Gore, 1993）¹ と定義することができるであろう。

このような定義からすると、電子政府（e-government）という概念が始まったと見られる1993年²から、既に行政改革の道具として活用され始めたことが分かる。実際に米国、英国など、諸国の政策において電子政府は行政改革のツールとして活用された。

このような流れからすると、電子政府は情報社会での理想的な行政パラダイムとして認識されていることが分かる。特に、新自由主義や新公共管理の概念の下での「小さくて、効率的な起業家型政府」を実現しようとする政府改革の論理と情報通信技術を活用した電子政府構築の論理が、お互いにリンクされることで、電子政府は政府改革における望ましい選択であるとも言えよう（Mun-Shin Yong, 2007）。

しかし、電子政府が行政の内部改革だけを最終目的にしているわけではない。電子政府の発展段階を論じている諸学者の論議も、電子政府が行政の能率を追求することよりももう一歩進んでいることに注目したい。国連の報告書によると電子政府の発展段階の中で最終発展段階である5段階³に入ると、市民たちの政策過程への民主的参加が可能になるとしている。白井均（2003：47～62）も電子政府の最終段階では民主政治の革新が行われ、デジタル・デモクラシーが発展するとしている。また、Jo-Deok Ho は、電子政府の最終的な発展段階では、市民中心型の電子政府が誕生すると主張する。米国のアクセンチュア社の報告書でも、電子政府の最終段階では「政府－市民（顧客）間の相互取引（transact）」が発生すると指摘している。

では、今日のように国の諸分野の電子化が進み、ICTの活用が拡大している中、行政と市民という観点で、市民参加を促進し政府の民主性を高める手法にはどのようなものがあるのか。この時、有用に使える概念が電子的な市民参加（e-Participation）、e-デモクラシー、e-ガバナンスなどである。

ここでは、e-デモクラシーを理解するために、電子政府の発展とともに電子的な市民参加がどのように適用されているかについて検討してみる。特に、市民参加という観点でe-デモクラシーを確

* 九州大学非常勤講師・法学研究院協力研究員

** 九州大学大学院言語文化研究院・地球社会統合科学府准教授

認し、行政の立場で ICT（情報通信技術）を活用してどのように市民と付き合い、どのような政府と市民との関係を持つべきかなどについて考えてみることで、e-デモクラシーの意味を明らかにする。このような検討を行うために、本稿では既存の e-デモクラシー関連の文献を検討し、電子政府と市民との関係、電子的な市民参加の特徴、そして e-デモクラシーの類型などについて考察する。

II. 電子政府の発展と e デモクラシーについての理論的検討

1. 電子政府の発展と市民参加

電子的な市民参加というのは、ICT (Information & Communication Technology：情報通信技術) を活用した「国の意思決定過程への市民参加」に関わる概念として、電子的な参加を通して民主的意見決定過程をサポートし、代議的民主主義を強化することを目的とする (Macintosh, 2004：1～10)。電子政府の出現の前から既存のオフライン政府でも政府の意思決定過程への市民参加は行なわれてきたが、このような市民参加がオンライン上で ICT を活用した形で行なわれることを意味する。

一方、電子的な市民参加の範疇についても、様々な議論がある。2002年8月、英国では e-デモクラシー（電子民主主義）関連の報告書 (HM Government, 2002) が出たが、そこでは e-デモクラシーを政治的観点からの「電子的投票 (e-voting)」と行政的観点からの「電子的な参加 (e-participation)」など、二つの明確な領域に分けるべきだと主張している (Macintosh, 2004：1)。

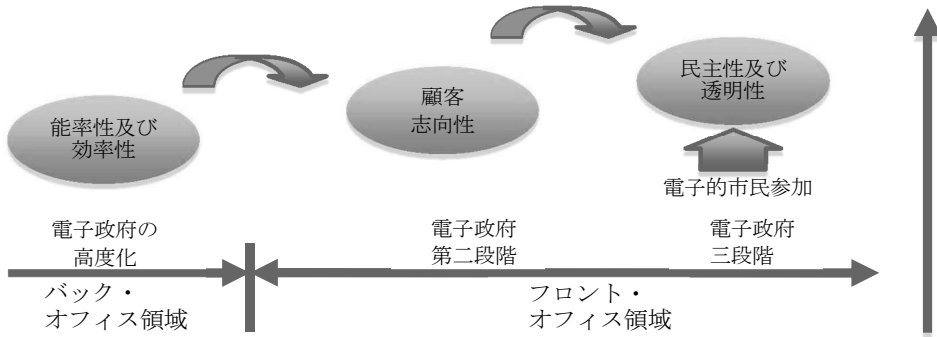


図1) 電子政府の成熟度と市民参加との関係

出所：Kim-Sun Kyeong (2007：36)

また、トレス (Lourdes Torres, 2006：277～302) は、政治的次元 (political dimension: PD)、市民の意見交換 (citizen dialogue: CD)、財政的責任制 (financial accountability: FA) などに分けている。ここで政治的次元とは、政府の政治的アジェンダとそれに関わる諸政策についての情報を市民に提供することであり、市民の意見交換とは政治的プロセスに市民が直接参加してコミュニケーションをすることである。そして、財政的責任性とは、市民に財政現況、使用内訳、財政活用成果などについての情報を提供することである。

また、NTT データでも e-デモクラシーに関する研究が行われていたが、恒松直幸は e-デモクラシーについて「行政における政策づくりに市民が ICT を活用して参加すること」⁴ と述べ、e-デモクラシーと電子的な市民参加を類似概念として見ている。このように、電子的な市民参加を述べるとき、e-デモクラシーはその手法や理想においてかなり類似性を持つと思われる。

そうした意味からすると、電子的市民参加は、ICT（情報通信技術）を通した単純な市民参加程

度の向上だけを意味することではない。最終的に民主性を向上させるために、参加を通して市民が政府の政策決定過程を支え、影響を与えなければならない。つまり、電子的な市民参加の概念では「参加の程度」と参加を通しての「政府への影響力要素」が重要な意味を持つと思われる（Janet Caldwell, 2004：2～12）。

以下では、まずe-デモクラシーに関する諸論議を通して、e-デモクラシーの概念と発展可能性などについて確認してみる。

2. e-デモクラシーの概念

ICT（情報通信技術）の登場と発展とともに積極的な市民の拡散は直接民主主義の可能性をもたらした。このような変化は、経済活動だけでなく、公共部門、政治過程、政治過程におけるコミュニケーションと討論の属性などに急激な変化が起きる可能性もある。これをサポートできる新しいモデルがe-デモクラシー（電子民主主義）であり、これは国の政治過程への参加の程度と質を強化するための新しい情報技術環境における形態である⁵。

e-デモクラシーは、市民たちが情報通信基盤を利用し、オンライン上の討論、選挙、投票などを通して、直接に国の意思決定に参加⁶し、積極的な政治活動を可能にするいっそう直接的・参加的な「情報社会の民主主義」を意味する。

つまり、e-デモクラシーは市民と政策決定者間の情報交換を活性化する手段として（Arterton, 1987）、住民間の直接的な討論やタウン・ミーティング、直接的な形態の国民発案、国民投票、リコール、そして間接的な形態である選挙などを含めており、また市民への情報提供とフィードバック機能を増進し、改善・拡大させるために情報技術を使用すること（Becker & Scarce, 1987）である。この概念は、ICTの政治過程への適用とともに、ICTを利用して政策決定過程への市民参加が可能な民主主義という拡大された政治的概念が含まれている。

岩崎正洋（2005：3～24）はe-デモクラシーの領域を政治と行政を含めるものとし、広範囲に設定している。広い意味での電子的な参加がe-デモクラシーである。

また、e-デモクラシーと似ている概念としてe-ガバナンスがある。これらの違いは、e-デモクラシーが国民による統治という原則が強調されている概念であるのに対して、e-ガバナンスは「政治過程と政治過程に参加する利害関係者（stakeholder）との間の関係」が強調される概念である。つまり、電子政府を、ICTを導入して政府の内部および外部との関係を変化させる政府と理解し、e-ガバナンスの基本的なアクターとして政府、企業、市民を想定し政策ネットワークをなす関係領域を「政府-政府（GtoG）」「政府-市民（GtoC）」「政府-企業（GtoB）」に分類している。e-ガバナンスでの国の役割については、国家は相変わらず重要なアクターであり、サイバー空間で起きる集団的な利害関係を調整できるアクターであることが強調されている（Yang-Sun Ae, 2008：39）。

3. e-デモクラシーの発展領域

一般的にe-デモクラシーは、代表者を通じるものではなく、ICT、特にコンピューターを通して国民が直接自分の意志を表し、投票できることにより、代表民主主義を補完ないし代替できる政治参加制度として理解されている。

以下では、e-デモクラシーが代議民主主義を完全に代替する直接民主主義の新しい登場なのか、それとも代議民主主義を部分的に代替し補完するものかについて考えてみる。

(1) 代議民主主義の補完的な手段

e-デモクラシーについての議論は、現代政治が抱えている代議民主主義の欠点を補完するという意図から始まった。直接民主主義の実現よりは、現実の政治体制を補完しようとする意図でe-デモクラシーは論じられているのである。これに関連する概念が「電子民主化」という概念である (Yun-Myeong Seon, Park-Yong Cheol, 2002)。これは直接的で電子的な意見表示および投票が代議民主主義を補完する制度であると認識するのである。政策決定過程の中で最小限の役割をしている国民たちの政治権利を ICT で高めることで、これにより民主主義も発展する。これは直接民主主義の確立ではなく、代議民主主義を改善しようとするものである。したがって、ICT を活用した情報チャンネルの拡大に一層関心が置かれているのである (Jeong-Seong Gwon, 2002 ; Kim-Wang Sik 他, 2000 ; Song-Sang Yeon, 1998)。

(2) 直接民主主義の完全な実現手段

Toffler (1980) は、情報通信技術の発達で産業社会から情報社会への変換が起きることを予告していた。また、Ronfeldt (1991) は情報が権力の源泉であり、情報が政治体制の統治原理と組織原理の根幹になる「サイバロクラシー (cyberocracy)」の時代が到来することを予見していた。このような情報技術の発達について肯定論的な観点を持っている研究者たちは、先端情報通信技術が代議民主主義を無用の物にし、e-デモクラシーを通じた直接民主主義を実現できるとみている。

(3) 統合

比較国家論的な観点からすると、e-デモクラシーが代議民主主義を補完するという観点と、これを完全に代替して直接民主主義を実現するという観点は、排他的で二元論的に区分するより、相対的な観点として理解することが望ましい (Kim-Seong Tae, 2007 : 81)。

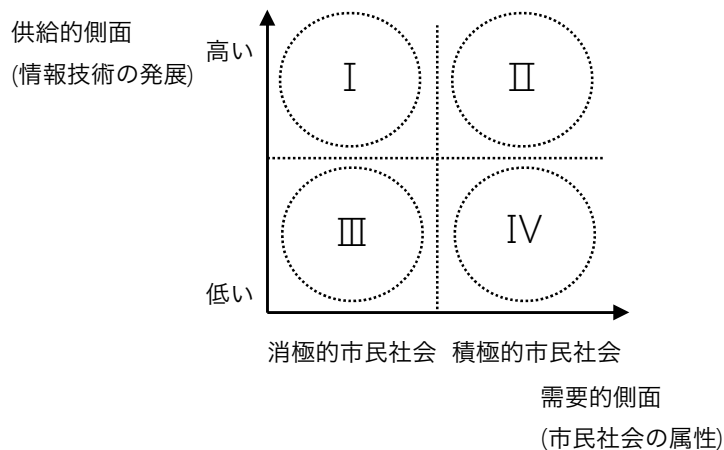


図2) e-デモクラシーの発展領域

出所 : Kim-Seong Tae (2007 : 81)

つまり、ICT の発達と導入レベル、そして市民社会の成熟度により、e-デモクラシーの成果は変わる。法制度的な裏付けになれるという前提のもとで、積極的な市民社会の成熟と ICT の高いレベ

ルへの発展を成し遂げた国家や地域では、e-デモクラシーが直接民主主義を相当部分代替できる可能性を持つ（領域Ⅱ）。しかし、情報技術の発展が限定的で、積極的市民社会が成熟されている状況であるか（領域Ⅳ）、情報技術は進んでいるが、消極的市民社会にとどまっている場合（領域Ⅰ）は、e-デモクラシーが限定的なので代議民主主義の代替的な手段に留まってしまう。特に、後者の場合（領域Ⅰ）、ICTが市民社会の統制手段として誤用される可能性が相対的に高く、この場合電子専制主義（telefacism）の現象が現れる可能性すらあるので、注意が必要である。

一つの国や地域を時系列的な観点でみると、情報技術の確保や消極的市民社会地域が成熟された電子民主主義へ移転することが容易いかどうか（領域Ⅰ→領域Ⅱ）、または情報技術基盤が物足りない積極的市民社会地域が成熟化した電子民主主義へ移転するのが容易いかどうか（領域Ⅳ→領域Ⅱ）は経験的な分析が要求される研究課題になり得る。

4. e-デモクラシーについての肯定論と否定論

(1) 肯定論的な観点

①迅速なコミュニケーション

e-デモクラシーが実現されると、市民相互間、そして政策決定者との討論を可能にする。ICTは、時間、空間、複雑性などの理由で討論を難しくする代議民主主義を克服して、討論を可能にし、時空間の制約なしに他人との情報および意見をリアルタイムで交換できる。また、このような情報の流れは、市民たちが政策懸案に対して迅速で的確な理解をもとに、最善の合理的な選択を可能にする。

②市民参加の増大

市民の政治への参加を進めることができる。今まで市民が政治参加するにおいて制約されていたことが、技術により克服され参加を増やすようになる。また、コミュニケーションや政治参加がe-デモクラシーのもとでは即時性をもち、多くの市民たちが集まって討論できる空間を確保でき、また情報取得も容易になるということは、市民の政策決定過程への参加を促進する。

また、このように参加が増えると、政治的意識も高くなると思われる。政府の問題解決能力や政治エリートへの不信感、政治に対する期待の減少など、政治的無関心が増えている市民に政策課題についての情報とさまざまな政策案を提示することにより、合理的な解決策を官民が一緒に講ずることで市民の政治参加意識を高めることができるのである（Yi-Yu Jin, 1997）。

③政治参加過程の直接化

e-デモクラシーは直接的な政治参加を実現できる。電子投票、電子聴聞会、電子国会などの導入は、政治過程もしくは政策決定に対する市民たちの直接的な参加を促進する。e-デモクラシーでは、市民が議員や代表者の仲介がなくても直接に関連政策担当者にアクセスできるだけでなく、迅速な情報交流と市民ネットワークを通して市民の意見を公論化することができる。

④情報アクセスの容易性および選挙運動費用の縮減

インターネットを通してとても安い費用で情報を利用することができ、また獲得できる情報の範囲も多様で広い。そして、政治活動の費用を節約できる。誰にも開かれているサイバー空間を通して、有権者と直接会い、情報や意見交換をし、後援者を募集するなどの現実政治活動の費用を減らすことができる。例えば、一回に数十万円もかかる一般世論調査を電子世論調査に代替したり、オンライン掲示板を通して苦情を受け付け、処理したり、オンラインで議会活動などをメーリングリストやツイッター・フェイスブックなどで報告するのである（Won-Seong Muk, 1997）。

実際に、情報化が進んだ韓国の場合、多くの市民、学生団体がメール、電子掲示板、ツイッター、フェイスブック、メッセージャーなどを通して政策関連の情報を得たり、政治行為を組織したりす

るケースが多い。また、このような活動は、今日コンピューターを利用したコミュニケーション(CMC: Computer Mediated Communication)が政治的参加と広報、政治的集団行動などにかかる取引費用(transaction costs)を画的に縮減できるという見解を裏付けているのである。

⑤政府の責任性、対応性の強化と政治の透明性確保

有権者がサイバー空間を通して常に政府や政治家たちと接触することにより、彼らの活動に対する監視と圧力を行使し、政府機関や政治家がインターネットを通して国民と有権者の要求を迅速に直接に受け入れ、すぐに政治や行政に反映することで政府と政治家の責任性と対応性を高められる。また、政府と政治家に対する情報が公開されることによって政治の透明性も高くなる。

(2) 否定論的観点

①情報の不正確さおよびオーバーロード

インターネットでは、多くの情報が提供されている。これらの情報が正確なものかどうかについての判断、そして情報をすべて検索することは不可能であろう。このように、情報のオーバーロード、不正確さなどの問題は、市民の情報受容能力を超えて、市民たちの判断と決定を難しくし、かえって市民参加を難しくすることもあり得る。

②実質的には少人数の参加

全体人口に対比してみたとき、インターネットへのアクセス人数は少ない。このようなアクセス率はコンピューターやインターネット接続費用とも関係する「経済的制限」、コンピューターの利用方法を習得するための「時間的制限」によるものであり、情報強者と情報弱者との間で情報不均衡をもたらす可能性もある。しかし、これはインターネット利用者の飛躍的拡散と均等なアクセス機会提供への努力など、普遍的なサービス政策を強力に推進することで克服しなければならない問題でもある(Yun-Myeong Cheol, Park-Yong Cheol)。

③代表性の問題

代表性の問題は大きく三つに分けて説明することができる。

第一に、多数の参加が全体を代表できるかという問題である。e-デモクラシーは、アクセスの容易さから多数が参加できるが、その多数が果たして全体を代表できるかという問題である。多数の参加において一貫して代表性のある多数が存在するというのは、あまりにも楽観しすぎる見解である。

第二に、多様な階級と階層的な理解をどのように厳正に反映するかの問題である。また、少数勢力の利害をどのように代弁するかも問題になる。これは、電子投票の実施もやはり投票である以上、既存の代議民主主義の下での問題が同様に現れられるからである(Won-Seong Muk, 1997)。

第三に、このような多数の参加が、民主主義の本質的な向上をもたらすかの問題である。積極的に、実質的な参加ではなく、ただボタンを押すだけの参加が行われるとしたら、民主主義の発展に逆に悪影響を与えるかもしれないからである。

④電子的無政府主義と電子専制主義(telefascism)の危険性

一般大衆がサイバー空間で独断的で、無責任な発言と煽動をするなど、大衆の横暴性があり得る。また、高い技術の独裁的な大衆主義の形態が出現する可能性がある。最悪の場合、電子専制主義(telefascism)を惹き起こす。これは、地域共同体と民間集団を破壊し、技術的能力を持つ社会的に孤立された個人によって大衆が新しい形態の技術全体主義の下で監視され、動員される状態を意味する(Andrew, 1999)。

⑤参加における不平等の発生

情報の偏重化、情報所有と利用能力の格差などにより、かえって実質的な参加の機会を阻害する

こともあり得る。例えば、仮にコンピューターを使用する利用者が主に若い世代の高学歴の男性に集中されている場合は、e-デモクラシーの適用で、情報強者（information rich）、若年層などの見解が政策過程に実際よりも過度に影響を与えているかもしれないのである。

Ⅲ. 電子政府の発展による電子的な市民参加のレベル

電子政府体制下での市民参加については、電子政府の発展とともに電子的な市民参加のレベルも変化するとし、各レベルの特徴などを中心に理論的な論議が行なわれている。ここでは、e-デモクラシーの中でも電子政府の発展と市民参加のレベルという部分について検討してみる。

1. 政府・市民間の関係による市民参加モデル

最も基本的な電子的市民参加のレベルを分類したものとして、OECDの3段階モデルがある。これは政策過程における「政府-市民間」の関係性の変化を中心に、情報提供（information）、協議（consultation）、積極的参加（active participation）の三段階に分類している。

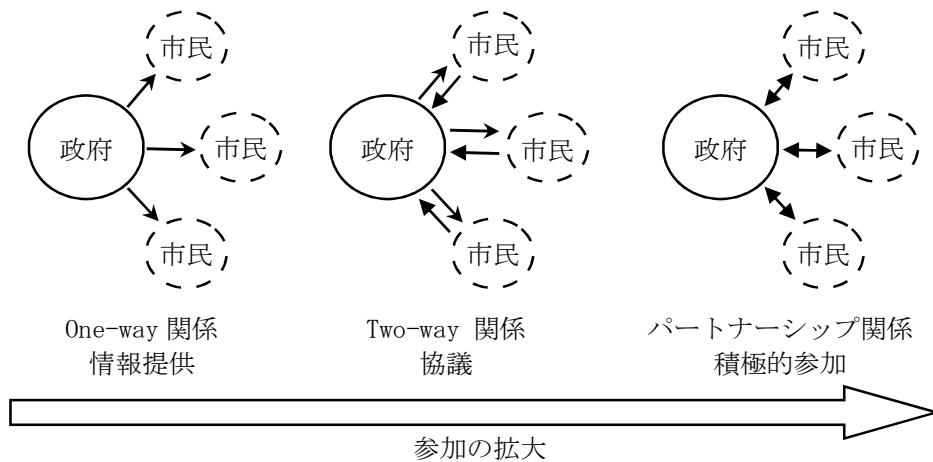


図3) 政策過程における政府—市民間関係性の変化

出所：OECD（2001：23）

まず、情報提供は、市民が利活用する情報を政府が作成し、伝達する一方的な関係（one way relationship）である。この段階では、政府が作成した情報を政府が一方的に提供する形態として、関心のない市民や能動的でない市民は情報を受けにくくなる。第二に、協議は市民が政府にフィードバックを提供する双方向関係（two way relationship）として、一方的ではなく双方向でのコミュニケーションが行なわれる段階である。しかし、この段階も主に政府主導によって、一方的なコミュニケーションが行なわれる。第三に、積極的な参加は、市民が政策形成の過程と決定に積極的にかかわることで、政府とのパートナーシップによる関係を構築する段階（relationship based on partnership）である。

つまり、政策意思決定の過程と内容だけでなく、サービス・デザインと伝達方式などを考えるにおいても、市民や企業が政府と同等の機会を持てる積極的な市民参加関係が形成される（OECD、

2001：11～26)。

2. 参加目的による市民参加モデル

Macintosh は、OECD のモデルに基づき、参加の目的を考慮して、より具体的な市民参加モデルとして、次の三段階を提示している (Macintosh, 2004)。

まず、電子的市民参加機会の提供 (e-enabling) は、参加が可能で容易にするために情報技術を使用するが、インターネットにアクセスできなかった人たちを支援し、利用可能な情報をたくさん活用できるようにする段階である。

次に、積極的な電子的参加 (e-engaging) 段階では、市民を積極的に参加させるために情報技術を使用する。市民の積極的な参加は政策イシューに関してより深くかかわるようにし、同時に政策イシューに対する慎重な論争を支援するためにどうすればより広範囲の市民との協議ができるかについて考える。このような観点で積極的な関与 (to engage) という用語が使用されたのは、政府または議会により市民の上意下達式協議 (top down consultation) が行なわれていることを意味する。

最後に、電子的権限付与 (e-empowering) 段階では政治的アジェンダに影響を与える上意下達式アイデアを活性化させ、積極的な参加を支援する方法を考える段階で、市民が単なる政策の消費者というよりは、供給者として台頭する。

しかし、このモデルは政策参加を目的に3段階に区別しているが、実際政策にどのような形態と内容で参加するのかという電子的参加の指標がないという限界がある。

3. 信頼による市民参加モデル

Te Komihana O Nga Tari Kawanatanga も OECD モデルに基づいているが、電子政府の成熟過程により3段階に分け、これとともに参加のレベル及び市民の政府への信頼レベルが増大するとみて、信頼レベルの3段階に示した (Te Komihana O Nga Kawanatanga, 2004)。

つまり、この分類は電子的な参加の段階と信頼の段階を連携・統合して電子政府における市民参加レベルを提示したことにより、OECD モデルからより進んだ形となった。

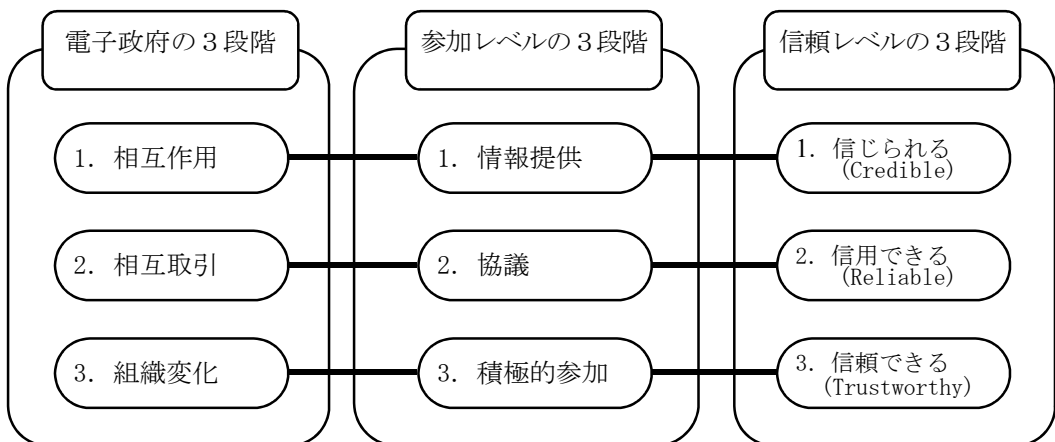


図4) 電子政府、市民参加、そして信頼レベルの関係モデル

出所：Te Komihana O Nga Kawanatanga (2004：10)；King-Seon Gyeong (2007：40)

この分類では、信頼を重視しており、参加の成熟化によって信頼が増大するとともに、参加のレベルに影響を与える要因の一つとして信頼 (trust) のレベルであることを指摘している。ここでの信頼とはオンライン上の相互作用関係 (online relationship) を意味する。

各信頼レベルの特徴をみると、まず1段階の信じられる (credible) レベルは、開放性、正直性、アクセス可能性、利便性などを通して達成できる概念である。第二に、信用できる (reliable) レベルは、公平性と対応性を通して達成できる概念である。最後に、信頼できる (trustworthy) レベルは、電子政府が成熟し、参加の水準が増大することにより達成できるとみている。

しかし、電子的参加の成熟により信頼のレベルが増大するというこのモデルは、信頼に対する基本的な方向性だけを提示していて、モデル分析を通して戦略的ビジョンを導き出すには限界がある。

4. IEGの市民参加モデル

上記の三つの分類は、基本的には全部 OECD の3段階モデルに基づいており、実際にこれらのモデル間の差はそれほど大きくないと思われる。つまり、これらのモデルは、政府と市民間の関係性の拡大を、電子的参加の成熟度と連携しているところで、モデル間の特性を導き出しにくい。

また、各段階別に電子的市民参加の形態がどのように行なわれているのかななどを把握しにくいところがあった。これらに比べ、電子政府研究所 (The Institute for Electronic Government: IEG) モデルは、より分析的な指標を提示し、指標を通して電子的市民参加を定義していることで、実行していくのには有益なモデルとして評価されている。このモデルは、その基準として市民参加の程度と参加の影響力という二つの軸を使用して4段階の分析モデルを提示している。まず、1段階は一方的 (受動的)・非同時性、2段階は双方向性・非同時性&戦術的、3段階は協働的・相互作用的、4段階は相互作用性&戦略的な参加の特徴と指標を提示している。このモデルは電子政府と市民参加の関連性を把握し、評価するに有用な基準として使えると思われる。

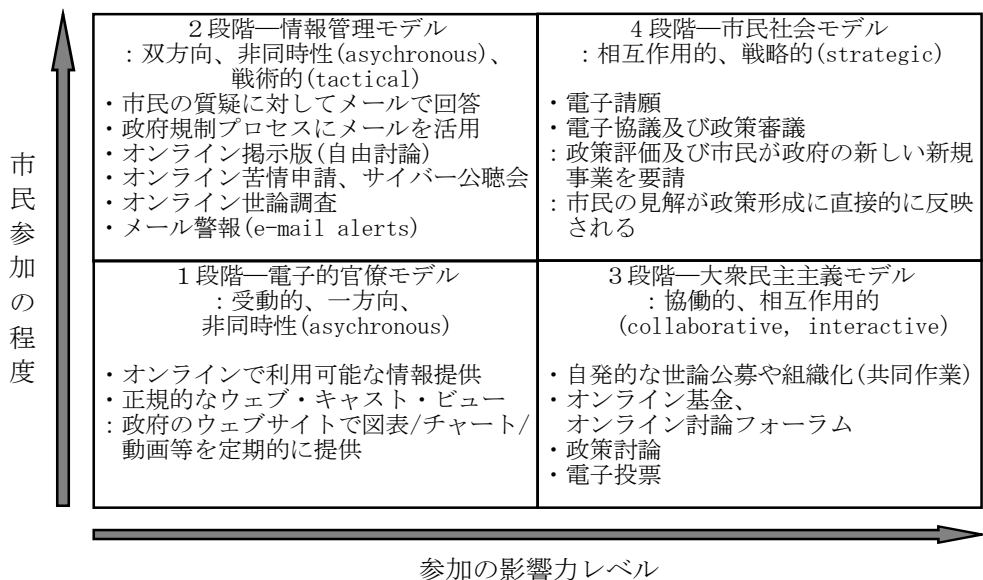


図5) 参加の程度と参加の影響による電子的市民参加モデル

出所：Janet Caldw (2004：5)

IV. e-デモクラシーの諸類型についての検討

上で述べてきたように、電子政府体制下での電子的な市民参加モデルを通して市民参加レベルを確認するのは、政府と市民の関わり方という側面で、e-デモクラシー分析の基準として利用できる。では、政治過程への市民参加は、具体的にどのような形で現れているのか。以下では、e-デモクラシーの特性をより明らかにするために、e-デモクラシーの諸類型についての既存の研究を検討してみる。

1. e-デモクラシーの理念型

インターネット技術に潜在されている特性を中心に e-デモクラシーを三つの理念に分類すると次のようになる (Kim-Yong Cheol, 2004 : 40~42)。

1) 電子的情報・サービス提供モデル

このモデルは、新しい ICT が政策情報の迅速な提供、公共サービスの効率的な提供、公共部門間の取引費用の節減などに役立ち、最終的に透明な政策決定と効率的な公共サービスが確保できることを強調する。理論的な側面からいうと、このモデルは消費者民主主義に基づいている。様々な情報の提供は、政府の政策を判断することができる有能な市民 (informed citizen) の出現を促進する。しかし、このモデルでは市民を政策決定の主体としてよりは、むしろ市場経済の顧客 (customer) としてみているのである。その結果、情報・サービス提供モデルは、市民の積極的な参加よりは、公職者の責任性を強調しているというところで、「Thin Democracy」と評価される (Aström, 2001 : 49~51)。また、官僚的な政策決定過程の正当性は、政策透明性と達成度で評価されることにより、公共政策の恩恵を受ける一般市民についての情報収集が正当化され、これは政府と公職者たちに個人情報を利用して一般市民を監視・統制する「ビッグブラザー (big brother)」現象に陥る危険性を持っている。

表 1) e-デモクラシーの理念型

項目 \ 類型	電子的情報・サービス提供モデル	電子投票モデル	電子的協議モデル
理論的志向	消費者民主主義 (Consumer democracy)	直接民主主義 (Direct democracy)	新共和主義の民主主義 (neo-republican democracy)
正当性の根拠	責任性	多数決の原則	公的論議
市民の役割	消費者	政策決定者	世論形成者
公職者の役割	サービス提供 / 情報公開	政策決定受容	政治的合意受容
政策過程への効果	透明性 / 成就効果性	広範囲な参加	政策的合意
問題点	ビッグブラザー (big brother)	ポピュリズム (populism)	エリート主義 (elitism)

出所 : Kim-Yong Cheol・Yun-Song Yi (2005:201)。

2) 電子投票モデル

このモデルは、オンライン投票方式を導入し政策決定過程により多くの直接的な市民参加を強調する。電子投票モデルは、全市民が政治エリートと同レベルのインテリジェンスを持っていること

を前提とし、多数の意思が社会全般的な領域の政策に直接的に影響を与える直接民主主義理論を目指している。したがって、このモデルはコンピューター・ネットワークを通して市民個々人の意見を求め、国政の主要案件に対し迅速に意思決定することを目標とする。電子投票モデルは、国民投票、世論調査などを通して一般市民に様々な参加機会を与える。この場合、市民一人ひとは政策決定者であり、政策の正当性は多数決の原則に基づく。しかし、ありとあらゆる国家政策が代議機構を迂回して国民の直接的な参加によって決定される場合、選挙で選出された代表者たちを無気力にし、場合によっては一時的な興奮と感情的な雰囲気に入れ込み、非理性的な政策を生み出すポピュリズムに陥る危険性も持つ。

3) 電子的協議モデル

このモデルでは、民主主義とは共通の理解と関心事に着いての対話と討論の機会が市民に十分与えられ、相手の意見についての尊敬・信頼・寛容の原則の下で審議及び熟慮の過程を経て政策的な合意を導き出すことであると思われる。つまり、正当性は既に決まった個人意見の総合にあるのではなく、意思の形成過程、つまり熟慮過程にあるとする。この過程で市民は意見提示者であり、世論形成者の役割をし、市民たちの討論と審議は電子掲示板や電子会議室、メールなどを通して効果的に行われると思われる。こうした意味でこの類型は「新共和主義的民主主義理論」を目指しており、バーバー (Benjamin Barber, 1984) の「Strong Democracy」と類似している。

しかし、電子的協議を通じた国家政策の決定は、やや大衆的な動員能力と専門的な知識を保有している巨大集団の首長が一方向的に反映されてしまうエリート主義 (elitism) に陥る危険性もある。

2. サイバー空間で現れられる e-デモクラシーの類型化

コンピューター・ネットワーク技術などを通して実現されたサイバー空間で現れる民主主義の一般形態として、下のようなものを挙げられる。これらは、民主主義に対する根本的な理解やアクセス方式などに違いが出ているだけで、お互いに排他的なものではない (Park-Seong Hi, 2000)。

1) 国民投票的民主主義

国民投票的民主主義は、できるだけ多くの個人に公的なことに直接介入できる機会を提供してくれる民主主義のことである。インターネットのようなコンピューター・ネットワークは、行政や政治に対する情報に容易にアクセスさせ、電子世論調査、遠隔投票や在宅選挙などを通して、すぐに直接的に選挙に参加することができ、世論形成を活性化させ、政治権力を分散することができる。これは、事実上直接民主主義が不可能な現実において世論と公共政策との間の連携を強化することを目標としている民主主義といえる。

2) 熟議民主主義

直接民主主義の原型ともいえるアテネ民主主義の確信が、この熟議民主主義⁷とも言え、これはまたハバマスの公論場論議とも通じるところがある。

サイバー空間の公論場として持つ特徴は、大きく二つに分けられる。第一に、市民が政治情報の収集および有票の主体ということであり、サイバー空間での政治討論は市民を参加の中心に位置させる民主的な参加様式とも言える。

第二に、サイバー空間では自由な議題設定と形成が可能である。誰でも様々な 이슈を提起し、解釈することができる。

しかし、サイバー空間はかえって破片化し、多元的であり、多様な社会集団が議論し、闘争し、競争し、妥協する角逐場の機能をするというのは、ハバマスの客観的・理性的で合意指向的な公論場とは見難い部分もある。

3) 共同体民主主義

共同体民主主義は、多数による少数の支配過程ではなく、公共の善を創造し、維持する説得過程を通して達成される民主主義のことである。共同体民主主義は、公的空間への参加を重視するので、仮想共同体と関連する。

インターネットのような新しいコミュニケーション技術は時空間を超えて、多様な集団との相互作用が可能なので、仮想共同体⁸を容易に形成する。特に、政治的に疎外されている人たちが共同の関心事や政治的見解を持った人たちとの連帯感を持ち、仮想共同体を形成することは、代表的な共同体民主主義の姿ともいえよう。しかし、このような仮想共同体の形成によって閉鎖的で個人化された擬似共同体を容易に形成してしまう問題がある。

4) 多元的民主主義

多元的民主主義は、利害関係が相違する集団間の自由競争原理を強調する。したがって、この観点でのサイバー空間は、利害集団間の競争の場である。誰でも安い費用で簡単にサイバー空間にアクセスできるので、様々な社会团体や利害集団が平等に競合できる機会が与えられる。市民運動の電子的拡張のためにウェブ・サイトを構築、政治的結社を形成し、署名運動の集団行動にコンピューターを利用するのがその代表的な例である。このような多元的民主主義は、共同体全体の利害関係を形成しにくく、資源に対する集団間不平等をもたらし、差別化された参加を惹き起こす問題点も持っている。

表2) 電子民主主義の類型と参加方式

区 分	国民投票的民主主義	熟議民主主義	共同体民主主義	多元的民主主義
参加方式	電子投票、 オンライン世論調査	コンピューターを通 じた政治討論	仮想共同体への参加	オンライン集団活動

出所：Kim-Seong Tae (2007：89)

3. 参加方式による類型

1) 電子住民投票

e-デモクラシーのポイントは、重要な政策懸案について住民たちが直接投票して決定する「電子住民投票制度」とも言われる。電子投票は、物理的、時間的、空間的な制約無しに、投票できるという長所があり、重要な政策決定に一般人の参加を促進し、参加における時間と経費の負担を軽減できる方法として注目を浴びている。特に、インターネットが日常化されるにつれて、インターネット投票がその代表的なものとして登場した。このようなインターネット投票⁹についての安全性と利便性についての論議が台頭しているが、時間の流れとともに、新技術が適用され一般化されると、安全性と利便性との間での均衡がいつそう確保されると思われる。

しかし、これらを実現するためには、次のような障害を克服しなければならない。例えば、有権者が本人であるかを電子的に確認できるシステムを確保し、投票の結果についての不信感を無くす

ことであり、コンピューター操作やハッキングを通じた大規模の不正選挙の可能性をなくすことで、電子投票についての信頼性を高めなければならない。また、秘密投票を保障するなどの諸問題が解決されなければならない。このような諸問題は、電子投票のための技術開発とともに、電子投票に対する肯定的社会的認識が高くなったとき克服できると思われる。

2) 電子住民会議

電子タウンホール・ミーティングとも呼ばれる電子住民会議は、e-デモクラシーの理想を実現できる原型として提示されたともいえよう。米国の初期民主主義の原型としてコミュニティ・レベルの市民参加を強調した「タウンホール・ミーティング」の再登場である。

タウンホール・ミーティングの基本概念は、1955年のエリヒー・フロムが個人疎外の克服案として市民の直接参加という対案を提示したことから起因する。しかし、当時これは一つの理想的なモデルとして実現できず、現代の技術発展がこれを実現可能にしたわけである。このような電子タウンホールの概念は、1992年米国のロスペロによって提起され、これを通して米国内に電子民主主義が広がった¹⁰。

電子タウンホール・ミーティングの成功的な事例として、米カリフォルニアのオンライン民主主義「サンド・ヒル・ロードプロジェクト (Sand Hill Road Project)」がある。ウェブ・サイト上でオンライン討論と争点事案についての投票が行われ、現実と全く同じのタウンホール・ミーティングが行われている (Won-Seong Muk, 1997)。

3) オンライン公聴会

公聴会という制度は、特定の時間、特定の場所で行われるのがほとんどであるために公聴会に参加せずに陳述したい人たちも、公聴会の開催時間に事情がある場合には、会議に参加し自分の意見を陳述することができない。また、公聴会制度は時間と経費が相当費やされ、少数の意見や人気のない主張などは無視されやすいという限界もある。しかし、このような限界に対して、コンピューター・ネットワーク技術は、人たちを一つの空間に集めることができる。インターネット、ユーズネット・ニュース・グループ¹¹、または電子市役所会議機能など、オンライン上の電子会議室を通して多数対多数間の活発な討論を可能にして、公聴会が持った限界を克服することができる。これを通して人々の活発な参加を導くこともできる。

4) 電子議会活動報告

これは、中央および地方政府、議会、議員たちがインターネット・ホームページを通して対象集団について電子的に広報することである (Yu-Gwang Su 他, 2000)。これを通して、自分たちについての情報を提供し、広報することで、多くの指示が得られ、また国民の意見を受け入れ、一層望ましい政策案を提示することができる。

5) インターネット・アンケート調査

アンケート調査方法は、長い期間と多くの費用がかかり、また限られた人数の人だけが参加するという限界を持つ。しかし、インターネット基盤のオンライン・アンケート調査を通してこのような問題点を克服することができる。まず、インターネットを利用したアンケート調査は、インターネットへのアクセスが可能な市民であれば、時間や場所の制約を受けずにアンケートに参加できるので、住民参加の幅を広げられる。また、インターネットを利用したアンケート調査を住民参加の

手段として利用すれば、アンケート調査にかかる費用も減らすことができる。

6) オンライン展示会

展示会とは、都市計画や開発過程で多く活用されている住民参加方式のことである。立案している都市計画の目標、対象地域、内容などを当該地域の住民たちが分かりやすい簡潔な文章、図表、地図などを利用して展示することにより、住民たちとの対話の道を開く効果を提供し、住民たちの関心を惹き起こす手法である (Kim-Yun Gi, 1997)。時間的、空間的な制約により、展示場所から遠距離に居住する市民や、時間的な余裕がない人たちは展示会を活用しがたいという問題があるが、ウェブを基盤にしたオンライン展示会を利用すると、このような展示会の問題点は克服できる。政府で、各種の政策懸案や各種計画についての内容をウェブ上にアップロードしておく、市民たちは時間や場所の制約無しに、簡単に当該のサイトにアクセスし、内容を検討することができるからである。

7) 電子請願

請願において、コンピューターとインターネットを基盤にする情報技術の発展は、様々な形態を構築する新しいメカニズムとしての活用可能性を見せている¹²。過去の紙ベースの文書、または面接による請願ではなく、電子的な形態の請願が台頭されている。これが、e-Petitionerであるが、これは請願に使われるウェブ基盤のツールとして情報 (information) を基に請願を提出するのである。

e-Petitioner は、デジタル技術を使用することで、人たちが便利だと思われる新しい集会空間で、コミュニケーション技術を容易に使用し、関心を持っているイシューに対して自分たちの意見を表し、支持できるような機会を提供してくれる (Oh-Eul Im 他, 1999)。

4. 政治行政への関わり方による類型

e-デモクラシーは、住民投票、行政からの情報提供、メーリングリスト、電子会議室、電子請願など様々な形態で行われているが、これらは内藤孝一 (梅棹忠夫, 2004: 228~249) のように「代表選出」「情報公開・共有」「協議・討議」「決定」という四つのカテゴリに分けてまとめることも考えられる。

表3) e デモクラシーとは？

政治行政への関わり方	e デモクラシーの具体例
代 表 選 出	<ul style="list-style-type: none"> ・ インターネットを利用した選挙活動 ・ 第三者による議員に関する情報公開 ・ 議員や首長選出の電子投票など
情報公開・共有	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会・審議会・公聴会等の公開 (ビデオアーカイブ化、インターネット配信) ・ 地図情報システムのようなツールを用いた市民への情報提供や市民からの情報収集、市民と行政との情報共有など
協 議 ・ 討 議	<ul style="list-style-type: none"> ・ インターネット上での公聴会実施 ・ インターネット上での議員・行政・市民間の討議、その政策への反映など
決 定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民投票等における電子投票など

出所：梅棹忠夫 (2004: 233)

以上のような分類は、電子的市民参加をより活性化させるにはどうすればよいのか、そして電子的市民参加を実現するために政治・行政はどのように取り組んできたのか、等の e-デモクラシー関連の問題提起に有効に使えられると思われる。

V. 終わりに

以上のように、e デモクラシーは、電子政府の発展とともにその重要性が高まっている。また、行政の透明性と民主性を確保することにおいても、電子的市民参加 (e-デモクラシー) は有用な方法である。逆に言うと、電子的市民参加が増えていくことで、政府への信頼性も高まり、政府と市民との円満なコミュニケーションも確保できるということになる。

ところが、国の活動についてのオンラインを通しての市民の積極的な参加を特徴とする e-デモクラシーを実現するためには二つの前提がある。それは、e-デモクラシーの実現と発展のために ICT の発展のような供給的な側面と社会ニーズの増加のような需要的な側面の諸条件を満たさなければならないのである。このような視座からすると、図 2 で見たように ICT の発展と市民社会の成熟というのは、e-デモクラシー研究においても重要なカギになると思う。

では、このような e-デモクラシーをより進めるためには、何をどうすればいいのかについて少し考えてみよう。ある研究では、e-デモクラシーを実現するために必要な課題を提示している。①情報発信のモチベーションを高めるために迅速なフィードバックが必要、②ディスカッションに必要な知識や情報を得られる環境の整備、③ディスカッションの透明性を確保、④市民の意見を集約するためにはファシリテーターが必要、⑤フェイス・トゥ・フェイスでの実践とインターネット上での実践との調和のとれた融合が必要、⑥活動自体をより多くの市民に関心を持ってもらう、⑦個人のプライバシー情報への配慮、⑧誰もが使いやすい ICT ツールの用意、⑨市民と行政の意識を変えるためには、継続的な活動が必要という九つの課題がそれであるが、これらの課題は未だに有用であろう (内藤孝一、2004: 228~249)。

これらの課題はより単純化すると、双方向コミュニケーション、十分な情報公開及び情報共有、個人情報保護、行政及び市民の意識転換などにまとめられる。

そして、政策決定過程への e-デモクラシー (民主的オンライン市民参加) が活性化するためには、円滑な情報の疎通、オンライン参加の効果についての市民の実感、オンライン市民参加の範囲などの課題について十分な準備が必要である。つまり、デジタル・デバイドの問題を解消し、市民の政策過程への電子的な参加に対するフィードバックの保障、また、誰をどのレベルまで参加を保障するかを明確にすることである。

e-デモクラシーは民主主義を補完する有用なものではあるが、ポピュリズムやエリート主義などに陥る恐れもあるので、これらの危険要因は今後も克服していかなければならない。

注

- 1 米国の初期電子政府についての詳細は、Al Gore (1993), Reengineering Through Information Technology: Accompanying Report of the National Performance Review ; <http://govinfo.library.unt.edu/npr/library/reports/it.html> を参照。
- 2 電子政府 (Electronic Government) という用語は、米国でクリントン政権がスタートし「国民のライフ・クオリティを高め、経済に活力を吹き込むにおいて情報技術を使いたい」と、発

表されたことから起因している。つまり、それは、「政府の顧客である国民の要求に応じて、国民と相互作用し国民にサービスするにおいて、情報技術を駆使する政府」のことである (Gore, 1993)

- 3 1段階出現段階 (ウェブサイトが登場し、制限的な情報を提供する段階)、2段階は発展段階 (政府サービスに対する単純な情報提供の拡散段階)、3段階相互作用段階 (政府行政サービスの部分的オンライン化)、4段階電子取引段階 (政府行政サービスの完全なオンライン化)、5段階統合処理段階 (公共機関の統合ネットワークキングが可能になり、政府政策に市民意見が受け入れられる段階) である (UN, 2002)。
- 4 恒松直幸の発言については、電子行政「e デモクラシーから見た自治体情報システムの将来構想」を参照 (<http://itpro.nikkeibp.co.jp/govtech/sponsor/sp040927nttdata.shtml>)。
- 5 情報社会の民主主義を論じるとき、information democracy、e-democracy、cyber democracy、digital democracy など、様々な用語が使われている。
- 6 G7 国家オンライン民主主義白書によると「e- デモクラシーの目的は、7つの参加段階を市民が選択できるようにするところにある」とし、その7つの参加段階として①政府の情報へのアクセス、②公衆が利用できるサービス・プログラムに対して政府とオンラインで交流、③市民間オンライン上での討論、④特定テーマの専門家たちとオンライン上での討論、⑤政府官僚とオンライン上での討論、⑥政府が執行するテーマについてのアイデアの提供、⑦案件に対する投票などを挙げている (G7 GOL 運営委員会、2002: 28)。
- 7 熟議は、特定イシューについての議題を設定し、これを解決する対案を提示するために、市民間で行われる討論過程を意味する。したがって、熟議民主主義は、このような熟議過程を通ることによって達成される民主主義のことである。
- 8 仮想共同体は、人たちが仮想空間で十分な人間的なつながりを持ち、持続的な討論を通して、人間的なネットワークを形成することにより現れる社会的集合体である。
- 9 インターネット投票を指示する人たちは、利便性にその根拠を置いているが、これに反対する人たちは安全性の問題を提起する。ここでの安全性とは、インターネットで投票する人たちが、当該投票区に登録された人であるかを確認する投票者認証、電子投票が操作されなかったことを保障する投票の完全性、投票者個々人の投票プライバシー問題、インターネット投票がきちんと行われたという投票への信頼性、二回以上投票していないという重複投票禁止などを意味する (ユン=ミョンチョル・パク=ヨンチョル、2002)。これは、現在インターネットで投票で代表される電子投票制度を定着させるためにも克服すべき一面でもある。
- 10 ロスペロは、1992年大統領選挙当時、テレビ討論会で次のように主張した。「私は毎週国民たちと一つの政策イシューについて話し合えるタウンホールを、電子空間で作りたい。私たちは、その場を通して、国民に詳細な政策報告を行い、国民からは多くの反応が得られるだろう。もちろん、議会もまた国民が何を願っているのかが分かるようになるだろう」<http://www.time.com/time/magazine/article/0,9171,975992,00.html> を参照。
- 11 ユーズネットは、1979年デューク大学で始まったオンライン掲示板である。ユーズネット利用者はニュースグループにメッセージを掲示することができ、ニュースリーダーを通してシステムにアクセスできる人であれば、誰でも当該メッセージを読むことも、書き込むこともできる。過去数年間、全世界からホースティングされるニュースグループの数が、数千に増加し、ありとあらゆる種類の項目を扱えるようになった。
- 12 Macintosh は、電子的請願の使用と発展という論文を、1999年スコットランド議会で提出し、議

会は1999年12月に情報通信技術のウェブサイトを基にするインターネットを通じた請願を許容することに同意することで、この事例が電子的請願の第一号になった。議会は続いて国際電子民主主義センター (International Teledemocracy Centre) の電子請願システムを利用し、集団や個人が請願できるように1年間試験運営を承認していた。

参 考 文 献

- 岩崎正洋 (2005) 『e デモクラシー』 日本経済評論社
 梅棹忠夫ほか (2004) 『IT と文明：サルからユビキタス社会へ』 NTT 出版株式会社
 NTT データ情報化法制度研究会 (2001) 『IT 時代必携電子行政の法務知識』 ぎょうせい
 白井均・城野敬子・石井恭子 (2002) 『電子政府最前線』 東洋経済新報社
 白井均他 (2003) 『e- ガバナンス：「戦略政府+革新企業」による日本再生』 日刊工業新聞社
 新開伊知郎 (他) (2002) 『e デモクラシーという地域戦略』 小学館スクウェア
 八重樫純樹・松王政浩・太田洋平 (2005) 「地方自治における e デモクラシーの可能性と限界：代議制民主主義の関係を中心に」『静岡大学情報学研究』 10

<外国文献>

- アルビン・トフラー、徳岡孝夫 (訳) (1982) 『第三の波』 中央公論社
 アルビン・トフラー、徳山二郎 (訳) (1990) 『パワー・シフト』 フジテレビ出版
 Andrew, Korac-Kakabadse and Nada Korac-Kakabadse (1999) Ch.10 Information Technology's impact on the quality of democracy, *Reinventing Government in the Information Age*, Routledge.
 Aström, Joachim (2001, Jan) "Should Democracy Online be Quick, Strong or Thin?" *Communication of the ACM*, 44 (1)
 Aterton, F. C. (1987) *Teledemocracy: Can Technology Protect Democracy?* Newbury Park, Sage
 Barber Benjamin (1984) *Strong Democracy: Participatory Politics for a New Age*, Berkeley, California: University of California Press
 UK On-line (2002), "Background on implementation issues for e-participation in government," *e-Democracy*.
 UN (2008), *UN E-GOVERNMENT SURVEY 2008 : From E-Government to Connected Governance*.
 Al. Gore (1993), *Reengineering Through Information Technology: Accompanying Report of the National Performance Review*.
<http://govinfo.library.unt.edu/npr/library/reports/it.html> を参照。
 Caldow, Janet, *e-Democracy: Putting Down Global Roots*, IBM, Institute for Electronic Government.
 Fritz Machlup (1962), *The Production and Distribution of Knowledge in the United States*, Princeton UP ;
 フリッツ・マッハルプ、高橋達男・木田宏共 (監訳) (1969) 『知識産業』 産業能率短期大学出版部
 HM Government (2002), *In the Service of Democracy - a consultaton paper on a policy for electronic democracy*, London: the Office of the e-Envoy, 2002
 Macintosh, A. (2001) "Characterizing e-participation in policy-making," *System Science 2004*, Proceedings of the 37th Annual Hawaii International Conference on 5-8 Jan. 2004
 OECD (2001), *Citizens as Partners: Information, consultation and public participation in policy-making*

- Ronfeldt, David (1991) *Cyberocracy, Cyberspace and Cyberology: Political Effects of the Information Revolution*, Santa Monica: Rand Corporation
- Te Komihana O Nga Kawanatanga (2004), *Participation through e-government: the context, State Services Commission*, New Zealand
- Torres, Lourdes (2006), "E-governance Development in Europe Union Cities: Reshaping Government's Relationship with Citizens", *Governance: An International Journal of Policy*, 19 (2)
- UN (2002), *Benchmarking E-government: a Global Perspective*

<韓国文献>

韓国文献の韓国人名は、韓国政府が公開している「韓国語ローマ字表記法」に準じて表記した。この表記法に従っているのは、人名などを元の韓国語表記に正確に戻すことができるからである。

- Jo-Deok Ho, Kwon-Yun Hi (2002), 웹에서의 전자정부 발전단계 모형에 관한 연구, 한국행정학회 추계학술대회논문집
- Jeong-Chung Sik (2007), 전자정부론, 서울경제경영출판
- Kim-Seon Gyeong (2007), 전자적 시민참여단계 분석모델 구축 및 평가에 관한 연구, 도시행정학보 20 (1)
- Kim-Seong Tae (2007), 신전자정부론: 이론과 전략, 법문사
- Kim-Yong Cheol (2004), 인터넷과 의정활동: 이메일 활용과 토론방 운용을 중심으로, 국회도서관보 41 (6)
- Kim-Yong Cheol, Yun-Song Yi (2005), E-Governance 구축의 전략적 모색: 정책결정과정의 관점에서, 한국정치학회보 39 (5)
- Kim-Wang Sik, Yi-Hong Gyun (2000), 전자민주주의의 가능성과 실제, 교과교육학연구 4 (1)
- Mun-Shin Yong (2007), e-서비스의 성과분석기법개발에 관한 연구, KIPA 연구보고서 2007-13
- Oh-Eul Im, Kim-Gu (2001), 정보통신기술을 활용한 전자민주주의 서설: 스코틀랜드를 중심으로, 사회과학연구 22 (1)
- Park-Seon Hi (2000), 컴퓨터 매개정치와 패러독스: 전자민주주의와 한국사회 현실에 대한 비판적 검토, 한국언론학보 44 (4)
- Yang-Sun Ae (2008), 국내전자민주주의 사례분석을 통한 민주적 전자정부 추진방향, 한국지역정보학회지 11 (3)
- Yi-Yu Jin (1997), PC 통신 인터넷과 한국의 전자민주주의 가능성에 대한 고찰, 한국정치학회보 31 (1)
- Yun-Myeong Sun, Park-Yeong Cheol (2002), 전자민주주의와 정치참여, 공법연구 30 (3)
- Yun-Song Yi (1999), 정보통신기술의 발달과 정치과정의 변화: 전자민주주의의 가능성과 한계, 1999년 한국정치학회 추계학술회의 발표논문
- Won-Seong Muk (1997), 2010년 전자민주주의, 정보화저널 4 (2)